

林業労働力の確保の促進 に関する基本計画

期 間 自 平成28年 4月 1日
至 平成38年 3月31日

平成28年 3月
(令和5年2月3日変更)

長 崎 県

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
第1 林業における経営及び雇用の動向に関する事項	2
1 森林資源の状況	2
2 森林所有の現状	3
3 木材需給・素材生産の動向	3
4 林業労働力の動向	4
5 雇用管理の現状	6
第2 林業労働力の確保の促進に関する方針	7
1 林業労働力の確保の目標	7
2 林業労働力の確保対策の基本的方向	7
第3 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び 森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する 事項	8
1 労働環境の改善その他の雇用管理の改善目標及び施策	8
2 森林施業の機械化その他の事業の合理化目標及び施策	9
第4 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の 円滑化のための措置に関する事項	10
第5 その他林業労働力の確保の促進に関する事項	11
1 林業労働力確保支援センターの業務運営	11
2 林業関係者、市町等の理解と協力	11
3 建設業等異業種との連携促進	12
(参考資料)	
基本計画に関する用語の説明	12

林業労働力の確保の促進に関する基本計画

はじめに

1 計画策定の趣旨

森林は、林産物の供給のほか、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化等の多様な機能を発揮することが求められています。また、二酸化炭素吸収源として地球温暖化防止への貢献にこれまで以上の関心が高まっております。

一方、長期にわたる木材価格の低迷により林業の採算性が悪化し、森林所有者の林業経営意欲が低下している状況に加え、山村地域の過疎化等により、林業就業者の減少・高齢化が進行し、手入れ不足の森林が増加しており、森林の持つ多面的な機能の低下が懸念されているところであります。

このような中、森林組合に代表される林業事業体には、地域の森林整備の中核的な担い手としての役割が強く期待されており、森林・林業を担う意欲ある人材を確保・育成する必要があります。

国においては、平成8年に「林業労働力の確保の促進に関する法律」(以下「労確法」という。)を制定し、「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)に沿って林業労働力を確保するための施策を展開しています。

また、平成26年には日本再興戦略の中で林業の成長産業化に向けた方向性が示され、森林施業集約化の加速化、地域の実情に応じた路網整備などの推進を図り、林業と山村を支える多様な担い手の確保育成を推進することとされています。

本県においては、労確法及び基本方針に沿って、平成9年3月に「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、林業就業者の労働条件の向上等の施策を進めてきました。また、平成23年3月に本県で策定したながさき森林づくり推進プランでは、専門的技術者の育成及び優秀な若年就業者を確保するため、経営基盤の強化を推進してきました。

この結果、雇用管理や労働環境等の改善等に一定の成果がみられたところですが、労働力の不足や、高齢化が進んでいることなど、多くの課題が残されています。

したがって、新たな基本計画の策定により、林業への新規参入の促進や労働条件の向上を図るなど、林業労働力の確保・育成をさらに推進することとします。

2 計画期間

基本計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

第1 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

1 森林資源の状況

- (1) 本県の森林面積は242千haで、県土の60%を占めている。所有別にみると国有林が10%の24千ha、民有林が90%の218千haであり、民有林の占める割合は全国平均の71%より高い。
- (2) 人工林の面積は、国有林13千ha（人工林率54%）、民有林91千ha（人工林率42%）の計104千ha（人工林率43%）である。
- (3) 民有林における人工林は、昭和30年代以降に拡大造林されたものが大部分であり、樹種別にみるとヒノキが65%、スギが32%となっている。また、齢級構成では8齢級以上（36年生以上）が81%と利用期を迎えており、今後は木材生産の増大が見込めることから、素材生産体制の整備を急ぐ必要がある。
- (4) 森林の所有形態は、私有林79%、公有林11%、国有林10%となっており、私有林のうち個人所有が73%を占めている。そのうち87%が5ha未満の零細な所有であり、自立できる個人所有者は極めて少ない。
- (5) 林業の採算性の悪化から、森林所有者の整備意欲が減退しており、手入れ不足の森林が増加し、森林の持つ多面的な機能の低下が懸念されている。
- (6) 本県は五島、壱岐、対馬等の離島や半島部が多く、生活環境、自然公園等公益的機能を求められる森林も多いことから、継続的な森林整備の推進が重要である。

表-1 森林面積および蓄積

単位（面積：ha、蓄積：千m³）

区分	総数		立木地				竹林		その他
	面積	蓄積	人工林		天然林		面積	千束	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	千束	面積
県総数	241,694	4,920	104,328	3,358	124,100	1,563	3,196	3057	10,070
民有林	217,522	44,652	91,299	29,863	114,493	14,788	3,196	3057	8,533
国有林 (林野庁所管)	21,538	4,271	11,148	2,782	9,052	1,489	0	0	1,338
その他の 国有林	463	50		0	463	50			
官行造林	2,173	555	1,881	546	93	9	0	0	199

(注) 1. 国有林(林野庁所管)、官行造林は長崎森林管理署資料(平成27年3月31日現在)による。

2. 四捨五入のため、計と内訳が一致しない場合がある。

表-2 人工林の齢級構成(民有林)

単位(面積:ha)

人工林 地区	齢級区分					
	総数	1～2齢級	3～4齢級	5～7齢級	8～9齢級	10齢級以上
		(1～10年生)	(11～20年生)	(21～35年生)	(36～45年生)	(46年生以上)
長崎南部	30,502	363	747	5,029	11,282	13,081
長崎北部	22,139	95	336	2,690	7,089	11,929
五島・壱岐	18,841	27	286	4,138	6,645	7,744
対馬	19,817	306	472	2,463	5,853	10,722
計	91,299	791	1,841	14,320	30,869	43,476
構成比	100%	1%	2%	16%	34%	48%

(注)長崎県の林業統計(H27年度発行)

2 森林所有の現状

本県の森林の79%を占める私有林において、個人の森林所有は13,656戸であり、そのうち87%が5ha未満の零細所有となっている。個々が保有する森林面積が小さい上に広域的に分散しており、効率的な林業経営は難しい。また、長引く木材価格の低迷等により林業収益も低下していることから、個人所有者の林業経営意欲は極めて低い状況にある。

表-3 保有山林面積規模別戸数

単位(戸)

面積 総数	1～3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50～100ha	100ha以上
	13,656	10,027	1,808	1,063	442	141	91	60
構成比	73.4%	13.2%	7.8%	3.2%	1.0%	0.7%	0.4%	0.2%

(注)2010年世界農林業センサス(農林業経営体調査)結果による。

3 木材需給・素材生産の動向

平成25年度の木材需給・素材生産の動向は需要量66千m³に対し、供給量72千m³である。供給量の内訳は、県内生産量が60千m³、他県産材6千m³、外材が6千m³で、本県は木材移入により県内消費量を賅っている状況である。

表 - 4 木材の需給状況

単位(千m3)

区分 年次	前年末 在庫量	供給量				需要量			当年末 在庫量
		合計	県内 生産量	県外材 移入量	外材 入荷量	合計	県内 消費量	県産材 移出量	
20	12	100	80	8	12	108	84	24	4
21	4	83	67	5	11	83	73	10	4
22	4	74	61	5	8	71	69	2	7
23	7	85	72	6	7	71	57	14	3
24	3	99	87	4	8	99	73	26	3
25	3	72	60	6	6	66	60	6	2

(注)農林水産省統計情報部「木材需給報告書」による

(注)県内生産量、県外材移入量、県産材出荷量は同報告書「素材の需給の動向 主要部門別交流表」による

(注)外材入荷量は同報告書「素材の需給の動向 主要部門、自県・他県・外材別素材入荷量」による

(注)期首在庫量、期末在庫量はH23,24同報告書「木材産業の動向 月別製材素材、製材品在庫量」による

4 林業労働力の動向

(1) 林業事業体の現状

造林、保育、素材生産等の森林整備を担う林業労働力は、森林組合や民間の素材生産事業体（以下「民間事業体」という。）に雇用される林業従事者と個人所有者の自家労働からなっている。

県内で素材生産業を行う林業事業体は、10森林組合と35民間事業体である。これらの事業体の中には、労確法に基づき知事の認定を受け、雇用管理の改善や事業の合理化を図り、長崎県林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）の指導や支援を受けながら、経営の安定と労働力の安定的な確保に取り組んでいる事業体（以下「認定林業事業体」という。）がある。平成27年3月31日現在で、県内には32の認定林業事業体（森林組合：10、民間事業体22）が存在する。

表 - 5 認定林業事業体数

流域名	森林組合	民間事業体	計
長崎南部	2	13	15
長崎北部	5	3	8
五島・壱岐	2	0	2
対馬	1	6	7
合計	10	22	32

(注) 林政課調べ

(2) 林業労働力の現状

林業就業者数の推移

平成26年の森林組合および民間事業者の林業専門作業員数は340人で、近年増加傾向にある。また、造林・保育の事業量が減少し搬出間伐の事業量が増加していく中、事業体に雇用され専門的に林業に従事する林業専門作業員は増加傾向にある。

表-6-1 林業就業者数の推移 単位(人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
森林組合	226	216	236	278	239
民間事業者	49	46	56	56	101
計	275	262	292	334	340

(注) 林政課調べ

林業専門作業員の年齢構成

林業専門作業員は50代がもっとも多く28%を占める。また、平均年齢は50歳と高く、65歳以上の高齢者が占める割合は12%に達している。

表-6-2 林業専門作業員の年齢構成 単位(人)

区分	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～
森林組合	1	20	54	35	66	40	23
民間事業者	2	3	14	17	28	20	17
計	3	23	68	52	94	60	40
構成比	1%	6%	20%	15%	28%	18%	12%

(注) 林政課調べ

新規就業者の推移

森林組合等事業者の林業作業員として平成22～26年の5箇年に114人が新規に就労している。平成15年度から開始された国の緑の雇用担い手対策事業（現在は「緑の雇用」現場技能者育成対策事業」として継続中）、ながさき森林づくり担い手対策事業（H6～）により新規就業者の確保が図られている。

表-7 新規就業者の推移 (単位:人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
森林組合	16	19	16	12	6	69
民間事業者	7	10	11	11	6	45
計	23	29	27	23	12	114
うち緑の雇用	10	8	6	11	5	40

(注) 林政課調べ

5 雇用管理の現状

(1) 林業従事日数

林業作業は、除間伐や下刈り等の事業種に季節性があり、間断的な雇用が多く、かつては年間を通した雇用者の割合が低かったが、近年、年間を通じて搬出間伐を実施するようになったことから、森林組合における210日以上作業員は平成21年度の48%から平成26年度の 54 %へと増加傾向にある。

民間事業体は入札による請負事業が主であり、平成26年度は101人が200日以上林業に従事している。建設業等異業種からの参入者の多くは副業的な林業従事となっており、林業に従事する日数は少ない事業体が多い。

表-8-1 就労日数別森林組合就業者数(平成26年度) 単位(人)

地区		59日以下	60～149日	150～179日	180～209日	210日以上	計
長崎南部	人員数	14	23	9	15	48	109
	構成比	12.8%	21.1%	8.3%	13.8%	44.0%	100.0%
長崎北部	人員数	16	51	19	17	113	216
	構成比	7.4%	23.6%	8.8%	7.9%	52.3%	100.0%
五島・壱岐	人員数		1			37	38
	構成比	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	97.4%	100.0%
対馬	人員数	9	19	2	3	31	64
	構成比	14.1%	29.7%	3.1%	4.7%	48.4%	100.0%
計	人員数	39	94	30	35	229	427
	構成比	9.1%	22.0%	7.0%	8.2%	53.6%	100.0%

(注) 森林組合：平成26年度森林組合一斉調査に基づく林政課調べ(臨時作業員、請負作業員を含む。) (民間事業体：林政課調べ)

(2) 賃金の支払形態

森林組合における賃金の支払い形態は、以前は日給制が主であったが、月給制の割合は平成21年度の12%から平成26年度の 41 %へと上昇している。徐々に雇用の安定化が図られる傾向にあるが、十分ではない。

表-8-2 賃金の支払い形態(平成26年度) 単位(人)

区分	月給制	日給制	月給出来高	日給出来高	出来高給	その他	計
森林組合	140	37	0	108	47	9	341
構成比	41.1%	10.9%	0.0%	31.7%	13.8%	2.6%	100.0%

(注) 平成26年度森林組合一斉調査に基づく林政課調べ

出来高給：業績によって報酬が支払われる。

月給出来高：定められた月給に業績に応じた額(出来高)が加算される。

(3) 社会保険等への加入状況

認定林業事業体における労災・社会保険等への加入状況をみると、労災保険、健康保険、厚生年金等には基本的に 100 %加入しているが、通年雇用ではない作業員や個人事業主の場合は労災保険を除き適用にならない場合が多い。

第2 林業労働力の確保の促進に関する方針

1 林業労働力の確保の目標

平成26年度の森林整備量は、搬出間伐1,223ha、伐捨間伐567ha、素材生産量91,272m³である。人工林のうち36年生以上が81%を占める本県では、今後も搬出間伐等による森林整備を推進し、県産材の安定的な供給を進め、平成37年度の森林整備量は搬出間伐3,000ha、伐捨間伐1,000ha、素材生産量250,000m³への増加を目標とする。

これらの森林整備に必要な林業専門作業員については、既存事業体の育成・強化や建設業等の新規参入などにより、平成37年度には400人確保を目指す。

2 林業労働力の確保対策の基本的方向

平成37年度までに、400人の林業専門作業員を確保していくためには、下記の事項に取り組んでいく必要がある。

(1) 労働環境の改善

労働環境の改善のためには、雇用管理体制の充実、雇用関係の明確化、労働時間の短縮や福利厚生充実、女性が働きやすい職場環境の整備、障害者や外国人材の雇用管理の適正化などの労働条件の改善等を図ることや、安全管理体制の徹底により林業労働災害の防止を図ることが重要である。県・支援センター・長崎労働局（以下「労働局」という。）は、労働環境の改善が図られるよう、協力して事業体を指導・支援していく。

(2) 林業経営の合理化

事業体の経営基盤が向上することにより、安定的な雇用が確保され、事業量の増加に繋がることから、県や長崎県森林組合連合会（以下「県森連」という。）は小規模な森林組合に対して広域合併を推進していく。

県は、組織造林を核とした大規模な集約化を促進する。森林施業プランナーによる長期的安定的な事業量の確保により、雇用の安定化を目指す。また、労働生産性向上を図るため、高性能林業機械の導入促進や、基本的な技術習得や効率的な作業システム研修等技術向上の支援を行う。さらに、林産販売が拡大していく中で有利に木材を販売していくため、マーケティング能力のある経営者の育成を行う。

(3) 新たな担い手の確保

県・支援センター・県森連・労働局は協力して合同説明会や林業就業体験の場の提供、林業事業体の募集活動の支援を行い、求職者の林業への参入を促す。

県・支援センターは技能研修等の支援により異業種からの参入を促進する。

第3 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項

1 労働環境の改善その他の雇用管理の改善目標及び施策

(1) 雇用管理体制の充実

雇用管理の改善を図るため、事業体において雇用管理の責任を有する者を明確にすることにより雇用管理体制を整備する必要がある。

常時5人以上の労働者を雇用する事業体においては、雇用管理者を選任し、募集・雇入れ及び教育訓練並びに福利厚生に関する事項等の実施に努める。

県と支援センターは、林業就業支援地域アドバイザー等の活用により、雇用管理者の選任、雇用管理の改善について指導・助言等を行う。

また、支援センターは、事業主、雇用管理者等を対象とした雇用管理者研修を実施する。

(2) 雇用関係の明確化

事業主は、雇入れに際し、事業主の氏名又は名称、雇用期間等を記載した労働条件通知書（雇入通知書）を交付し、雇用関係の明確化を図る。

県及び支援センターは、労働条件通知書を交付するよう指導を徹底する。

(3) 労働条件の改善

労働時間の短縮、給与体系

林業事業体の職場をより魅力ある職場とするため、就業規則の整備を促進し、労働時間については、週40時間及び1日8時間労働制を目指す。

給与体系については、通年雇用者は月給制を基本とするが、短期雇用者は勤務実績に合わせ日給月給制への移行を促進するとともに、資格取得手当等各種手当の充実を目指す。

福利厚生の充実

事業主は、林業就業者の社会保険（健康保険、厚生年金）及び労働保険（労災保険、雇用保険）、並びに退職金共済制度等へ加入する。

県は、社会・労働保険制度等の普及啓発を行うとともに、必要に応じて事業主の掛金負担の一部を支援する。

(4) 労働安全衛生の取組

労働災害の防止

林業労働災害ゼロを目指し、各事業体において安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等を選任し、労働安全衛生管理体制の確立と安全衛生教育の徹底を図る。

県は、林業・木材製造業労働災害防止協会長崎県支部（以下「林災防県支部」という。）と連携して労働安全教育研修、安全作業技術研修、作業現地巡回指導を実施するとともに、リスクアセスメントの普及を行う。

表-9 県内労働災害発生件数 単位(人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
全産業	1,265	1,406	1,418	1,367	1,458
(うち死亡)	(17)	(18)	(10)	(17)	(11)
林業	22	17	20	16	10
(うち死亡)	(2)	(1)			

(注)長崎労働局調べ

労働安全衛生の向上

事業主は、振動障害の予防と早期発見を図るための振動及び騒音ができる限り少なく安全衛生に配慮した機器の導入や振動障害特殊健康診断の受診及び、蜂刺傷災害を防止するための抗体検査の受診や補助治療薬の携帯を促進する。

2 森林施業の機械化その他の事業の合理化目標及び施策

(1) 事業量の安定的確保

経営基盤の充実強化

森林整備の中核的担い手である森林組合の広域合併を推進するとともに、民間事業体については、既に法人として組織された事業体や一定の技術を持つ個人経営主について、雇用管理の改善及び事業の合理化に取り組む事業体への支援を行う。また、事業体経営者に対して経営改善セミナー等への受講を促進し、マーケティング能力のある経営者の育成を行うことで経営力の向上を図る。

提案型集約化施業の推進

本県は、小規模・零細な森林所有者が多いが、大規模な集約化により事業体が長期的安定的に事業量を確保し生産コストを軽減することで、雇用の安定化を目指す。

事業体は、整備に必要な経費、収益を森林所有者へ提示し受託する提案型集約化施業の推進に努める。

県は、地域にマッチした提案型集約化施業を推進するため、森林施業プランナーの配置を支援する。

(2) 労働生産性の向上

今後増加する素材生産の生産コスト低減と労働強度の軽減を図るため、作業システムの改善を促進し、労働生産性(県平均)を現在の2.7m³/人日から平成37年度までに5.0m³/人日に向上させる。

表-10 高性能林業機械の導入状況

単位(台)

機種	年度	年度別保有台数					26年度所有区分			
	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	森林組合	会社	個人	その他	
スキッド	2	2	2	2	1	1				
プロセッサ	12	12	14	15	20	15	3	1	1	
ハーベスタ	1	1	1	1	1	1				
フォワーダ	12	13	16	22	21	16	4	1		
タワーヤード	2	2	2	2	2	2				
スイングヤード	8	8	11	14	15	8	6	1		
その他の高性能林業機械	3	3	5	5	3	2	1			
計	40	41	51	61	63	45	14	3	1	

(注) 機械保有状況調査に基づく林政課調べ

県は、高性能林業機械等のオペレーター養成研修の受講を支援するとともに、地域に適合した作業システムの改善と効率化の実証を実施する。

また、支援センターのリース高性能林業機械を積極的に活用するとともに、民間からのリース機械の活用を促進し、作業システムの改善による労働生産性の向上を促進する。

(3) 技能者の育成確保

優秀な林業技能者を確保するため、通年雇用化や労働条件の改善等を図るとともに、高性能林業機械による低コスト作業システムやICTを活用したスマート林業技術、高齢級間伐などの多様な森林施業に対応できる高度な技術・技能を有する経営感覚に優れた技能者の養成に努める。

林業作業に必要な基本的知識・技術・技能を習得して安全作業を行える人材や、作業員を指導して作業の工程管理ができる現場管理責任者、複数の作業班を統括管理する統括現場管理責任者の育成を図る。

第4 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項

1 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化に関する目標及び施策

(1) 県及び支援センターは、就労の意欲のある者を対象にした技能研修会等を開催する。

また、大学生・高校生等を対象とした林業体験のインターンシップの実施や、林業に興味のある求職者が気軽に就業体験できる場の提供、合同就職説明会の実施など、新規就業者確保を積極的に促進する。

(2) 事業者は、技能者を確保するため、計画的に新卒者や転職者、UIターン者

を対象にした募集活動を行うとともに、支援センターによる委託募集を活用するなど効果的な募集に努める。

支援センターは、林業への就業希望者の情報及びハローワークの求人・求職情報を収集し、雇用に関する照会に対応できる相談体制を充実させる。

- (3) 県は、林業経験の少ない異業種からの参入を促進するため、林業の基本的な作業や安全に関する研修を実施し、林業生産技術の向上に取り組むとともに、認定林業事業体への移行を支援する。

また、高性能林業機械のリース支援や森林整備事業計画の公表を進め、新たに参入した認定林業事業体も事業を受注しやすい体制づくりを支援する。

第5 その他林業労働力の確保の促進に関する事項

1 林業労働力確保支援センターの業務運営

県は、労確法に基づく支援措置を一体的、かつ、総合的に実施するため、県は一般社団法人長崎県林業協会を長崎県林業労働力確保支援センターとして平成10年3月23日に指定した。

支援センターは、林業就業者の労働条件の改善を進め、安心して働ける職場環境づくりを促進するため、次の事業を実施する。

委託募集の実施

認定林業事業体の委託を受けて、林業就業者の募集を行う。

技術研修及び雇用管理者研修の実施

就業に必要な技術研修、林業機械の利用に関する技術研修及び雇用管理者に対する研修を実施する。

雇用改善に関する指導・助言

事業体が行う雇用管理の改善について、林業就業支援地域アドバイザーの巡回等による指導・助言を行う。

林業機械の貸付

労働強度の軽減と作業の効率化に寄与するため高性能林業機械の貸付を行う。

就業相談への対応および情報の提供

個々の事業体の募集活動に資するために就業相談への対応および雇用情報の提供を行う。

その他林業労働力の確保の促進に資する業務

2 林業関係者、市町等の理解と協力

林業労働力の確保を確実に円滑に行うため、県森連、林災防県支部、森林組合等の林業事業体は一致協力し、雇用管理の改善と事業の合理化の促進に努める。

また、森林整備の促進や地域振興を図る観点から、国・県・支援センターの林業労働力の確保に関する事業について市町や労働局等の協力を得ながら推進する。

3 建設業等異業種との連携促進

地域の林業と建設業等異業種が連携しながら間伐促進のための路網整備、公共工事における木材利用、地域材を活用した住宅づくりなど用途開拓や需要拡大等につながる取組みを進めることで事業量の確保や雇用の創出につなげる。

(参考資料)

基本計画に関する用語の説明

インターンシップ

実社会における就業体験などを、高校や大学などの単位として認定する制度。

林業専業作業員

各種社会保険、労災保険、退職金等に参加し、年間を通じて主として森林整備及び林産事業に携わる作業員。

雇用管理

事業主が行う労働者の募集、採用、配置、教育訓練、能力開発、労働時間等労働条件、福利厚生など在职中から退職に至るまでの労働者の雇用に関する管理を総称。

高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を有する多工程の作業を行う林業機械で、次の8機種。

フェラーバンチャ(伐倒機:伐倒・集積作業)

スキッド(けん引式集材機:集材用トラクタ)

プロセッサ(造材機:枝払い・玉切り・集積作業)

ハーベスタ(伐倒造材機:伐倒・枝払い・玉切り・集積作業)

フォワーダ(積載式集材車両:集材作業)

タワーヤーダ(移動式タワー付き集材機:集材作業、急傾斜地向き)

スイングヤーダ(旋回ブーム式タワー付き集材機:集材作業、簡易なタワー式集材)

その他の高性能林業機械(ハイブリッド機械:複数の高性能林業機械作業機を装備)

森林施業

目的とする森林を育成するために行う植栽、下刈、除伐、間伐、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

森林施業プランナー

森林現況に即した路網計画や間伐方法等の森林施業の方針、搬出間伐等の施業の収支を示した施業提案書を作成し、森林所有者に提示して合意形成することができる技術者。

素材生産

立木を伐採、搬出し、丸太(素材)の生産を行う。

認定林業事業体

労確法第5条に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化についての計画を作成し、知事の認定を受けた林業事業体。

緑の雇用

新規就業者に林業に必要な技術を習得してもらうため、林業事業体に採用された作業員に対し講習や研修を行う制度。

リスクアセスメント

作業がどれ位危険か(リスク)をランクづけし、事前に評価(アセスメント)すること。

林業事業体

植栽、保育、伐採等の林業作業を森林所有者から請負委託、又は立木を売買して素材生産事業を行う森林組合、会社、個人等。

林業労働力確保支援センター

労確法に基づき、県知事が指定する公益法人。新規参入の促進と林業事業体の雇用管理の改善、事業の合理化を支援する。